

足場の組立て等の業務に係る特別教育

開催ご案内

静岡労働局長登録教習機関

主催 建設業労働災害防止協会静岡県支部

〒420-0851 静岡市葵区黒金町11-7 大樹生命静岡駅前ビル12階

TEL (054) 255-1080 FAX (054) 272-6034

<http://www.kensaibou-shizuoka.jp>

安全衛生特別教育規程の一部が改正（平成27年3月25日）され、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上または堅固な床上における補助作業は除く）は特別教育が必要となりました。

建災防静岡県支部では、「足場の組立て等特別教育」を下記のとおり実施いたしますので、多数の方が受講されますようご案内申し上げます。

※「地上または堅固な床上における補助作業」とは、材料の運搬、整理等の作業であり、足場材の緊結及び取り外しの作業並びに足場上の補助作業は含まないとされています。

記

1. 講習開催日及び会場等

- (1) 開催日時及び会場については、当支部のホームページをご覧ください。
- (2) 当支部では、人数が集まれば「出張講習」も行っていますので、お問い合わせください。

2. 講習の科目及び時間

講習科目	6時間教育
(1) 足場及び作業の方法に関する知識	180分
(2) 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分
(3) 労働災害防止に関する知識	90分
(4) 関係法令	60分

3. 受講対象者

平成27年7月1日以降、新たに足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上または堅固な床上における補助作業を除く）に従事しようとする者。※組立て解体等の未経験者です。

高さに関わらず、組立て解体等に該当する足場は、全て特別教育の対象となります。
例えば、脚立単体での使用は足場ではありませんが、並べて板を掛ければ脚立足場となり、高さに関わらず特別教育の対象となります。

また、今後、足場の作業主任者の資格を取ろうとする者は、3年の経験が必要となりますので早めに受講し、経験を積んでいただくことをお勧めします。

4. 講習会費（消費税10%込み）

受講料	テキスト代	昼食代	合計
8,800 円	847 円	814 円	10,461 円

※建災防静岡県支部会員につきましては、テキスト代(全額)を補助します。

5. 受講申込手続

- (1) 受講申込書(A4版)及び受講票に必要事項を記入し、写真(2枚)を貼付して、予約後10日以内に建災防支部に申込書の送付及び講習会費の送金をしてください。
- (2) 写真は無帽・正面・無背景で胸から上が写っている申請日6ヶ月以内に撮影したもの。
(※サイズは縦3cm×横2.5cmでカラーコピー等によるものは使用できません。)
- (3) 本人確認のため、イ・ロ・ハのいずれかのコピーを受講申込書に添付してください。
※お預かりした証明の写しは当支部で責任をもって管理します。

イ	写真付きの公的なものいずれか1点	自動車運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)の表面、在留カード等
ロ	写真の無い公的なもの ①②より各1点	①住民票または国民健康保険証 ②国民健康保険証以外の健康保険証または年金手帳
ハ	①公的なものと②写真付きのもの各1点	①住民票または国民健康保険証 ②建災防静岡県支部が発行した技能講習等修了証(写真付)または公的機関が発行した資格証明書(写真付)

- (4) 外国人労働者の方は「在留カードに記載されている氏名」を受講申込書の氏名欄に記入していただきますので、在留カードのコピーを申込書に必ず添付してください。
- (5) 修了証に旧姓又は通称の記載をご希望の場合、氏名欄の氏名の後ろに()付でご記入ください。
- (6) 受講票は、講習会費納入の確認が出来次第送付します。
- (7) やむを得ない理由により受講できなくなった場合には、指定受講日の10日前までに申し出て下さい。以後の取り消しについては受講料の返還はできませんのでご了承下さい。
- (8) 定員の都合により希望日に受講できない場合があります。又、受講希望者が少ない場合には講習を開催できない場合もありますので、予めご了承下さい。

6. 受講料の支払

銀行振込み又は、現金書留で送金してください。

振込みの場合は下記口座をお願いします。

三井住友信託銀行 静岡支店 普通預金 No.7519901

静岡銀行 呉服町支店 普通預金 No.1095374

注-1 名義人は、建設業労働災害防止協会静岡県支部(ケンセツギョウロウドウサイガイボウシキョウカインズオカケンシブ)又は略称 建災防静岡県支部(ケンサイボウシズオカケンシブ)

注-2 指定の振込用紙はありませんので、銀行備え付けのものをご使用ください。

領収証は受講票と併せて送付させていただきます。

7. 助成金について

この講習は、人材開発支援助成金の支給対象となります。助成金の申請をされる場合は内訳の記載された領収書が必要になりますので、受講料は現金でお支払いください。

手続き方法については当支部ホームページをご覧ください。

※助成金制度に関する問合せ先 厚生労働省 静岡労働局 職業対策課(分室) 建設担当

TEL054-271-9970

8. そ の 他

- (1) 当日は受講票、筆記用具を持参して下さい。
- (2) テキストは、講習当日会場でお渡しします。
- (3) 全科目修了者に修了証を交付します。
- (4) 遅刻、早退等により規定の時間数を受講しない場合には失格となり、修了証は交付しません。